

事務補助職員（会計年度任用職員）募集要項

本庄市役所では、事務補助職員（会計年度任用職員）を以下のとおり募集します。

1 勤務条件等

募集職種	事務補助職員
職務内容	パソコン入力作業、窓口対応等
募集人数	1名
勤務場所	課税課（所在地：本庄市本庄3丁目5番3号 本庄市役所本庁舎1階）
受験資格	必要な免許・資格等：特になし なお、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。 （1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）本庄市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで（休憩60分） 週3日以上勤務（土・日・祝日を除く所属長が指定する日に勤務） ※勤務時間及び勤務日数は相談に応じます。 所定労働時間を超える労働 無
任用期間	令和7年10月1日から令和7年10月31日まで
給与	○初任給 大学卒 月額 218,400円～ 短大卒 月額 206,100円～ 高校卒 月額 192,900円～ ※1日の勤務時間が7時間45分未満及び週の勤務日数が5日未満の場合は、上記金額を基に勤務時間及び勤務日数に応じて支給します。 ※本庄市役所での職歴に応じ、初任給月額が加算される場合があります。 ※給与支給日は翌月21日です。（毎月末日締切。口座振替の方法による。） ※任用期間中に給料額の改定が行われた場合は、改定後の金額を支給します。 ○手当 支給要件に該当する場合は、通勤手当が支給されます。なお、地域手当は一律支給となります。
休暇	年次有給休暇、結婚休暇、病気休暇、忌引等 ※休暇の種類により、付与条件や有給・無給があります。
加入保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、補償制度 ※当該保険等には延長等により2か月を超えて継続して勤務が見込まれる場合のみ、任用期間の翌月以降に加入していただきます。

2 申込手続等

受付期間	令和7年9月1日（月）から採用者が決まるまで（土・日・祝日を除く。）
申込方法	本庄市会計年度任用職員選考申込書（兼履歴書）に必要事項を記入及び写真を貼付の上、受付期間内に下記へ持参又は郵送（必着）してください。「電子申請・届出サービス 本庄オンライン窓口」により電子申請も受け付けています。 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 本庄市役所 課税課諸税係（市役所本庁舎1階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。） 電子申請期限：上記の受付開始～採用者が決まるまで ※提出した書類は一切返却しません。 ※申込書は、課税課で配布又は市ホームページからダウンロードできます。
選考期間	令和7年9月1日（月）から採用者が決まるまで（土・日・祝日を除く。）
選考方法	面接（面接日時は、申込後お知らせします。）
結果通知発送日	選考期間終了後10日以内（土・日・祝日を除く。）
その他	○応募の秘密については厳守します。 ○以下の事項に該当する場合は、合格を取り消すことがあります。 ・提出した書類に虚偽があった場合 ・心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないことが明らかになった場合 ・資格取得見込みの者が資格を取得できなかった場合 ・受験資格を満たしていないことが明らかになった場合 ・その他、任命権者が不適当と認めた場合 ○一般職非常勤の公務員として、地方公務員法に定める服務規定が適用されます。 ○任用から1か月間は条件付採用期間となります。 ○申込書において待機者名簿（※）への登録を希望した方で、今回の選考の結果、採用に至らなかった場合は、待機者名簿へ登録します。なお、名簿の登録期限は令和8年3月31日です。 ※登録者には、同じ職種の欠員の状況に応じて、会計年度任用職員を募集する部署の担当者から連絡し、再度選考を実施します。なお、登録をしても必ず就労できるとは限りません。

3 問合せ先

○職務内容及び勤務条件に関すること

本庄市総務部課税課諸税係

電話：0495-25-1122

○会計年度任用職員制度に関すること（給与、休暇及び健康保険に限る）

本庄市総務部行政管理課人事給与係

電話：0495-25-1160